

訓練器具貸与事業をご利用の前に

この事業は当協会が県内にお住まいの肢体不自由児家庭に、訓練用器具を貸与する制度です。申請する前に必ず以下の事項をご確認ください。

申請から貸与まで

事前に在庫の状況をお電話にてご確認ください。
(HP掲載の在庫数はあくまでも目安に過ぎません。)

訓練器具貸与申請書(医師の所見が必要です。)をご郵送ください。

当協会よりご家庭に貸与の決定を郵送にてお知らせします。

現品のお受取は当協会までご来所ください。(必ず事前にお電話にてご予約ください。)

貸出し対象: 千葉県内居住の1歳～20歳までの肢体不自由児者

貸出時間: 10時～16時

- ・ 保護者または親族が来所のうえ受領する
- ・ 協会にて借用書の記入をお願いします。その際、身分証のコピーをとらせていただきます。印鑑もおもちください

貸出し期間: 2年以内(千葉県外への転移、施設への入所をした場合は速やかに返却のこと)

費用: 貸出しは無料です。ただし破損・減失した場合は修理もしくは補填をしていただきます。

返却: 来所のうえ、破損・部品等確認後、申請書、身分証明書コピーを返却

ご注意

- 申請書提出後の器具のサイズ交換、器具の変更はできません。
- お一人につき一度の貸与となります。
- 貸出した器具を自宅以外の施設、学校等で使用の場合は協会所定の確認書を提出願います。
- 貸与中の事故等については申請者の責任とする